第 3-3 図　不法投棄対策の課題、対策等一覧

不法投棄防止対策

産業廃棄物の不法投棄の現状

1　本県の不法投棄パターンの類型

① 解体工事業者が不正処理を前提として安値受注（建設廃棄物）
② 無許可業者が格安で処理を請け負い不法投棄（建設廃棄物）
③ 不正な行為から発生する廃棄物の不法投棄（硫酸ピッチ、スラッジ）
④ 自社物抗弁に起因する不法投棄（建設廃棄物）
⑤ 有価物抗弁に起因する不法投棄（廃タイヤ、廃家電等）
⑥ 土砂抗弁に起因する不法投棄（建設廃棄物）
⑦ ガット船による海域への不法投棄（建設残土等）

現状

2　不法投棄された廃棄物の種類

・木くず、がれき類、廃プラスチック類が件数、投棄量ともに多く、この３種で７～８割を占める（建設廃棄物）。

3　不法投棄の行為者

投棄者は、廃棄物処理法の無許可業者（42%）、排出事業者(建設業者)（25%)及び不明（33%）（H15～H17）。

（参考）　不法投棄の件数等

(1) 陸上

表　不法投棄件数・投棄量の推移（10t以上）

年　度	11	12	13	14
件　数	15	11	15	10
投棄量	6,550	20,691	19,604	4,393

年　度	15	16	17	18	19
件　数	12	14	13	15	11
投棄量	3,730	970	14,610	2,755	4,730

(2) 海域

年度	3	9	11	18
件数	1	1	1	1

これまでの対策と評価

・ 類型ごとの対応状況の評価
　対策なし

法改正(H16.10 施行)により減少
発生件数 H15 年度 15 件→H17 年度３件

条例(H15.12 施行)により大規模事案減少

(1)不適正処理防止条例による規制
・産廃、特定物の保管の届出制
　産廃(100 ㎥)、廃自動車(20 台)、廃ﾀｲﾔ（100 本）廃家電(100 台)
・土砂埋立行為に対する許可制
　土砂埋立（3,000 ㎡以上）

(2)行政措置（行政指導中心）
・文書指示 165 件
・改善・措置命令等 13 件
・告発１件（H15~H17 年度）

(3)警察との連携
①兵庫県不法投棄対策協議会の設置
②地域不法投棄対策協議会の設置
③改善・措置命令等の行政処分通知

(4)原状回復措置
原則：行為者に撤去指導
投棄者不明･生活環境保全上支障あり
①行政代執行　②県基金 ③エコ手形制度(関係業界と地域住民が協働)

(5)早期発見・早期対応のための対策
・不法処理監視員の配置（６名）
・監視機動班の配置（県警出向3名）
・郵便局、ＪＡ、宅配業者との通報協定締結
・通報連絡先ちらしの配布
・監視カメラの整備
・夜間・休日監視パトロール

(6)地域住民と協働した対策
不法投棄を許さない地域づくり
・自治会との通報協定締結
・地域住民主導の未然防止活動

(7)海域での原状回復措置
・処理制度が確立されていないため漁業者が主体となって処理

課題

(1) 解体廃棄物等に係る情報不足と無届解体
・廃棄物処分先等が確認できない。
・解体工事発注者には、廃棄物の適正処理への関心がない。
・無届解体がある。

(2) 無許可業者による不法投棄
不法投棄を前提として安値受注する業者や不法投棄を行うブローカー等の確信犯が存在する。

(3) 行為者不明の不法投棄
監視体制のさらなる強化が必要

(4) マニフェストの偽造、未交付
・紙ﾏﾆｭﾌｪｽﾄは偽造されやすい。
・ﾏﾆｭﾌｪｽﾄの未交付がある。

(6) 行政指導中心から厳罰主義への方針転換
悪質業者に対して、直ちに行政処分を行う必要あり。

(7) 警察との連携
不法投棄事案の情報が確実に伝わっていない。（連携不足）

(8) 原状回復が不十分
行政代執行、県基金の適用例が少ない。

(9) 海への不法投棄（建設残土）
・建設残土の移動状況が把握できない
・建設残土の発生場所を把握するしくみがない。
・処理制度が確立されていない。

継続実施

対　策

1 不適正処理防止条例の改正　　県土

(1) 解体廃棄物対策・無届工事対策
①解体工事発注者の適正処理義務
②解体工事業者に知事及び発注者への「廃棄物引渡完了報告」を義務化
③発注者から知事に対し、完了報告なし・処理不適正のときに申告
④不法処理監視員の充実強化
・非常勤嘱託の増員
・届出書、引渡完了報告（②）のチェック
・工事箇所での廃棄物発生状況・搬出状況などの監視・指導
・無届工事の把握

(2) マニフェストの電子化（排出事業者対策：都道府県で初）
・電子マニフェスト使用の普及促進
　普及目標：平成 21 年度末　８０％　平成 23 年度末　１００％

(3) 土砂埋立等の規制規模の拡大（規模は都道府県で最も厳しい）
・許可が必要な規模を（3,000 ㎡→1,000 ㎡以上）規制強化。

(4) 公安委員会との連携（都道府県で初）　　警察
県と公安委員会は、監視体制の強化等について緊密に連携する。

2 行政処分の強化
・違反業者への改善・措置命令等の行政処分の積極的発動
・産廃許可業者がマニフェスト関係義務違反した場合、車の使用停止など事業の停止命令
・産廃処理業に係る行政処分を受けた者は、入札参加に係る指名停止

3 警察との連携強化等：再掲　　警察
・不法投棄事案発生の際は速やかに通報（情報提供）
・悪質な業者に対する早期の合同立入検査の実施
・違反行為への厳格な対応
　直罰規定が適用できるもの → 摘発の申し入れ
　改善・措置命令等の行政処分を経て罰則規定を適用するもの
　→ 厳格な行政処分の発令・公表
　→ 従わない業者の告発 → 警察での摘発・送検
・運搬車両等の路上検問の強化（回数増）

4 原状回復措置の実施
・行政代執行の実施（国の産業廃棄物不法投棄等原状回復支援事業）
・兵庫県廃棄物等不適正処理適正化基金の積極的な活用
・エコ手形制度の全県展開

5 地域住民の取組に対する支援：再掲
・監視カメラの貸し出し、資機材の提供、合同監視パトロール等

6 海への不法投棄対策（建設残土対策）　　農林
「平成 19 年度国の予算編成に対する提案（平成 18 年 11 月）」提案済
①海への積み出し行為等に係る届出制の創設
②建設残土発生場所の土地形質変更届出制の創設

7 海域不法投棄廃棄物処理対策　　農林
海域への不法投棄廃棄物の処理を支援